

令和 5年 3月23日

営業許可書

営業者住所 神奈川県秦野市曾屋字曾屋原165番地2

営業者氏名 第十興産株式会社

(法人にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地)

令和 5年 3月22日 付けで申請のあつた営業については、食品衛生法第55条第1項

の規定により下記のとおり許可します。

江東区保健所長 北村 淳子



記

- 施設の所在地 都内一円
- 施設の名称、
屋号又は商号 Ten's Kitchen
- 許可事項

営業の種類	許可番号	許可条件
飲食店営業(自動車)	4江健生食第1374号	自動車による食品営業に係る営業許可等の取扱要綱で定められた給水タンクの容量に応じた食品及び食器類の取扱いに限る。

本許可の効力は 令和 5年 3月23日 から
令和 10年 3月31日 までとする。

この決定についての不服申立て及び訴訟の提起については、裏面「教示」とおりです。